

議事要旨(4) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況について、具体的な対応策の方向性（アプローチ 1 かアプローチ 2 か）、仮にアプローチ 2 を選択した場合の適用指針案及びアウトリーチで聞かれた意見についての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより主に[審議事項(4)-2]、[審議事項(4)-5]及び[審議事項(4)-6]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(具体的な対応策の方向性（アプローチ 1 かアプローチ 2 か）)

- ある委員より、次の質問があった。
 - アプローチ 2 を選択し適用指針を公表した場合、近い将来に改正しなければならないという懸念について、専門委員会ではどのような意見が聞かれているか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 監査委員会報告第 66 号による実務が定着していることを勘案すると、当面の間、アプローチ 2 をベースに、今まで聞かれている問題意識に対応する方向性でやむを得ないという意見が聞かれている。

- ある委員より、次の意見があった。
 - IFRS の任意適用を拡大していく中で、監査委員会報告第 66 号のようなガイダンスは廃止すべきだが、実務に定着していることを考えると、現状、アプローチ 2 をベースにし、今まで聞かれている問題点の改善をできるだけ早急に図っていくことが望ましいと考える。
 - ただし、将来的には、企業が実態に応じて選択しやすいような原則的な考え方に基づいたアプローチを検討するか、又はこのようなガイダンスを廃止することについて、検討が必要と考える。

ある委員より、次の意見があった。

- 繰延税金資産の回収可能性は、本来原則的な考え方に従って判断すべきであることから、アプローチ 1 の検討を続けることが望ましいと考えていたが、アプローチ 1 は判断の要素が大きく、現状の財務諸表作成者及び監査人にとって、実務での対応が困難であると考えられる。そのため、アプローチ 2 でやむを得ないと考える。なお、アプローチ 2 をベースとした適用指針案は、まだ議論すべき点はあるものの、税制改正の影響が大きいことも考慮して、迅速に対応すべきと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- 問題意識への対応や実務に定着している状況、アプローチ 1 をベースに適用指針を開発した場合の実務への影響を考慮すると、アプローチ 2 をベースに適用指針案を検討することに賛成する。

欠席したある委員より、次の意見を受け取った。

- 3 千社を超える上場会社に加え、会社法上の大会社等にも広く使用されている実務を考慮すると、アプローチ 1 では機能しないのではないかと懸念があることから、アプローチ 2 を支持する。
ただし、アプローチ 2 をベースとしても、現状示されている適用指針案は議論すべき点が多いことから、実務を踏まえた更なる検討が必要と考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 仮にアプローチ 2 によるとした場合に適用指針がどのような内容になるかを具体的な文案として示し、当該文案（適用指針案）をベースとして問題意識への対応が可能かどうかについて、審議を行いたい。

（仮にアプローチ 2 を選択した場合の適用指針案）

- ある委員より、次の意見があった。
 - 適用指針案では「分類」という名称で統一されているが、監査委員会報告第 66 号では例示区分と記載されていたので、「区分」という名称も考えられる。
 - （分類 2）の要件として「当期及び過去すべての事業年度において」課税所得が生じることが挙げられているが、過去に 1 度だけ課税所得がマイナスになった場合を考慮すると、「当期又は過去の事業年度において」とする必要はないかどうかを検討頂きたい。
 - 監査委員会報告第 66 号では経常的な利益を（分類 2）の要件にしていたが、適用指針案では課税所得を要件としている。課税所得は損金の認容時期により変動しやすいのでこれを要件にすると実務上、支障が生じるおそれがあるため、（分類 3）に該当しても（分類 2）に該当するものとして取り扱う反証規定を設けるか、「安定的な課税所得」の表現を見直すか、ご検討頂きたい。
 - （分類 5）について、「翌期も重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる」ことが要件とされているが、翌期に税務上の欠損金が見込まれても、翌々期には課税所得が見込まれる場合がある。そのため、例えば「翌期以降も重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる」に見直すことをご検討頂きたい。
なお、監査委員会報告第 66 号において硬直的な運用を招いていたことを考慮すると、「原則として」という表現で対応することは避けた方がよいと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用指針案の開発にあたって、要件に該当しない場合の取扱いをどのように対応するかがポイントだと考えている。専門委員会で聞かれた意見を踏まえ、要件に該当しない場合は過去及び将来を総合的に勘案して判断できるようにすることを考えている。
- (分類 5) については、要件を見直す方法や、計上額の定めを、例えば「原則として」という表現を挿入する方法や反証規定を設ける方法等が考えられるが、どのように対応するかについて、再度整理したい。
- 監査委員会報告第 66 号では「例示区分」「①」等、監査委員会報告第 70 号では「(分類 1)」、税効果会計に関する Q&A では「会社分類 (例示区分) ①」と名称が統一されていなかった中で、現在は「(分類 1)」を採用している。

(アウトリーチで聞かれた意見について)

小賀坂副委員長より、アウトリーチで聞かれた下記 2 つの意見についての審議を行う旨が説明された。

- 監査委員会報告第 66 号を撤廃すべきである。
- 税制改正の影響を勘案すると、2015 年 3 月末までに適用指針を公表すべきである。

■ ある委員より、次の意見があった。

- 監査委員会報告第 66 号の撤廃については、その影響が大きいことから、より慎重に、時間をかけて判断すべきであり、現状では考えにくい。
- 適用指針を開発するにあたり、必要な議論を行う必要があり、2015 年 3 月末までの最終基準化は難しいのではないかと。

むしろ、決算のタイミングや十分な周知期間を考慮すると、公開草案の公表のタイミングを 5 月以降とし、適用された場合の取扱いを十分にディスカッションしてもらうために意見募集期間を 3 か月程度とすることが考えられる。

ある委員より、次の意見があった。

- 公開草案について、改正内容の理論面を理解するだけでなく、実務面から具体的に各企業の状況を当てはめたいうでコメントすることが有用であるため、公開草案の意見募集期間を通常より長く設ける方がよいのではないかと。

ある委員より、次の意見があった。

- 監査委員会報告第 66 号の枠組みにおいて、予め実態に応じた判断が許容されることが適切である。
- また、2015 年 3 月末までに適用指針の公表は難しいという場合でも、2015 年 3 月末までに公開草案が公表される場合には、監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されているという問題点が明らかになり、2015 年 3 月期決算における財務諸表の作

成において、公開草案の趣旨を勘案したうえで繰延税金資産を計上することが可能になるのではないか。

ある委員より、次の意見があった。

- 監査人は、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、事業の将来性を評価する能力が備わっている必要があり、非常に難しい判断が要求される一方で、監査委員会報告第 66 号の趣旨を十分に勘案されず、硬直的に運用されているという問題意識については、税制改正のタイミングを機会に、慎重に見直すことを喚起するメッセージを期待したい。
- また、2015 年 3 月末までに公開草案や適用指針が公表できない場合、当委員会の議事等により、適用指針案の方向性を示すことは、一定の意味があるのではないか。

ある委員より、次の意見があった。

- 今回の適用指針の開発は、その内容の重要性から慎重にならざるを得ない。一方で、検討範囲を広げた結果として関係者が期待する期限に間に合わなかった一面もある。そのため、2015 年 3 月末までに公開草案を公表しない場合でも、どのような問題意識があり、どのように対応しようとしているのかというメッセージを、例えば公認会計士協会から出して頂ければ、硬直的な運用に対応できる可能性のある企業もあるのではないか。

欠席したある委員より、次の意見を受け取った。

- 現時点の適用指針案では、公開草案として公表するまでに更なる議論が必要である。また、2015 年 3 月末までに最終基準化を図るとなると、原則として 2 か月以上とされる意見募集期間を短縮することになる。適用指針の重要性を考えると、意見募集期間の短縮は適切ではなく、むしろ、実務において混乱が生じることなく適切に運用されるよう、十分な周知、理解の期間を設けるべきである。
したがって、2015 年 3 月末までの最終基準化は難しいのではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 現時点で、監査委員会報告第 66 号の企業の分類に応じた取扱いの枠組みを撤廃すべきとの意見に強く賛成する意見は聞かれておらず、将来的な検討課題として認識し、その旨を結論の背景に記載することとしてはどうかと考えている。
- 2015 年 3 月末までに、公開草案を経て適用指針を最終的に公表し、2015 年 3 月末の決算で適用できるようにすべきとの意見に強く賛成する意見は聞かれていないと理解している。
なお、公開草案の公表時期については、専門委員会において再度審議したうえで、当委員会に諮りたい。

最後に、小野委員長より、本日の委員会における意見を踏まえて、2015 年 3 月末までに、公開草案を経て適用指針を最終的に公表し、2015 年 3 月末の決算で適用できるようにすることは難しい旨の説明がなされ、了承された。

以 上